

# 外国人観光客受け入れ対応に関する ガイドライン（9月2日改訂版） 新旧対照表

※この新旧対照表は主な変更・追記箇所を整理したものであり、旅行業者等が留意すべき事項を総括したものではありません。

## 【目次】

### 本ガイドラインの趣旨・位置づけ

#### 1. 感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

**New** [要点① 添乗員なしのパッケージツアーを認める](#)

**New** [要点②-1 旅行業者等と顧客の連絡体制構築Ⅰ](#)

### 第1章 添乗員付きパッケージツアー

#### 1. 感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

(1) 添乗員付きツアーの造成、販売、実施等の前提（共通事項）

**New** [要点③ 観光目的の対象国を全世界に拡大](#)

**New** [要点④ 添乗員付きパッケージツアーの自由行動を認める](#)

※自由行動時においては、第2章の各要件等を適用すること。

(2) 添乗員付きツアーの造成時における対応

(3) 添乗員付きツアーの販売時における対応

**New** [要点⑤ 黄・赤色国は待機（入国時検疫措置）可能性の周知](#)

(4) 添乗員付きツアーの実施前における対応

(5) 添乗員付きツアーの実施中における対応

(継続) [感染防止対策の説明、旅程・行動管理](#)

(6) 添乗員付きツアーの終了後における対応

#### 2. 陽性者発生時を含む緊急時の対応

(1) 添乗員付きツアーの実施前における対応

**New** [要点⑥ 濃厚接触者対応した保険への加入を推奨](#)

(2) 添乗員付きツアー実施中における対応

(3) 添乗員付きツアー終了後における対応

### 第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー

#### 1. 感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

(1) 添乗員なしツアーの造成、販売、実施等の前提

**New** [要点⑦ 旅程・行動管理関連の文言削除Ⅰ](#)

**New** [要点⑧ 添乗員なしツアーの絶対条件](#)

(国際線＋全日程宿泊手配)

(2) 添乗員なしツアーの造成時における対応

(3) 添乗員なしツアーの販売時における対応

[要点⑨-1 感染防止対策の説明Ⅰ](#)

[要点②-2 旅行業者等と顧客の連絡体制構築Ⅱ](#)

[要点⑩-1 陽性者発生時の対応Ⅰ（報告義務）](#)

[要点⑤ 黄・赤色国は待機（入国時検疫措置）可能性の周知](#)

[要点②-3 旅行業者等と顧客の連絡体制構築Ⅲ（例）](#)

[要点⑨-2 感染防止対策の説明Ⅱ（例）](#)

(4) 添乗員なしツアーの実施前における対応

(5) 添乗員なしツアーの実施中における対応

[要点⑨-3 感染防止対策の説明Ⅲ（実施）](#)

[要点⑦ 旅程・行動管理関連の文言削除Ⅱ（行動履歴保存）](#)

(6) 添乗員なしのツアー終了後における対応

#### 2. 陽性者発生時を含む緊急時の対応

(1) 添乗員付きツアーの実施前における対応

[要点⑥-2 濃厚接触者対応した保険への加入を推奨](#)

(2) 添乗員付きツアー実施中における対応

**New** [要点⑩-2 陽性者発生時の対応Ⅱ（実施例）](#)

(3) 添乗員なしツアー終了後における対応

# 本ガイドラインの趣旨・位置づけ 新旧対照表

## 【現行（旧）ガイドライン】

### P.1 1. 本ガイドラインの趣旨・位置付け

#### P.1 第1項

○ 本ガイドラインは、本年6月10日以降受入れを開始する添乗員付きパッケージツアー（以下「ツアー」という。）の実施にあたり、旅行業者及び旅行サービス手配業者、ツアーに同行する添乗員並びに宿泊事業者等の各観光関係者が留意すべき事項をまとめたものである。

#### 要点① 添乗員なしツアーを認める



#### P.1 第6項

○ 感染防止対策の実施については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等の現在我が国で運用されている方針や考え方に即して、入国から出国までの間、対応を行うことが前提であり、この方針等は、国籍や訪日目的等に関わらず、国内に滞在する全ての方々に対して共通の対応を求めるものである。ツアー実施中、添乗員等が方針等の適用に迷う場面では、周囲の状況や国内でのスタンダードに照らして判断を行うものとする。（文言調整）

#### 要点② 旅行業者等と顧客の連絡体制構築



## 【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

### P.2 本ガイドラインの趣旨・位置付け（独立項目に変更）

#### P.2 第1項（赤字部分を追記）

○ 本ガイドラインは、本年6月10日以降受入れを開始した添乗員付きパッケージツアー（以下「添乗員付きツアー」という。）及び本年9月7日以降の外国人観光客の受入れ制限の見直しにより受入れを開始する添乗員の同行を伴わないパッケージツアー（以下「添乗員なしツアー」という。）の実施にあたり、旅行業者及び旅行サービス手配業者、ツアーに同行する添乗員並びに宿泊事業者等の各観光関係者が留意すべき事項をまとめたものである。

#### P.2 第6項（赤字部分を追記）

○ 感染防止対策の実施については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等の現在我が国で運用されている方針や考え方に即して、入国から出国までの間、対応を行うことが前提であり、この方針等は、国籍や訪日目的等に関わらず、国内に滞在する全ての方々に対して共通の対応を求めるものである。ツアー実施中、添乗員等が方針等の適用に迷う場面では、添乗員は、周囲の状況や国内でのスタンダードに照らして判断を行い、ツアー参加者は、周囲の状況に照らして判断するとともに、必要に応じて旅行業者等へ相談することとする。

⇒P.11（3）添乗員なしツアーの販売時における対応にて、お客様との連絡体制の構築についても合わせて指示があり。

# 第1章 添乗員付きパッケージツアー 新旧対照表

## 【現行（旧）ガイドライン】

### P.2 -----

#### 2. 感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

(1) ツアーの造成、販売、実施等の前提（共通事項）

P.2 3行目・各観光関係者は、本年**6月10日**以降受入れが認められるツアーは以下の要件を満たすものに限られることを十分に理解し、これを前提として、ツアーの造成、販売、実施等を行うこと。

(文言調整)

P.2 10行目 ④ツアー参加者は、本邦への上陸申請日前14日以内に「~~青~~」区分の国・地域以外に滞在歴がない者に限られること。

(文言削除)

#### 要点③ 観光目的の対象国を全世界に拡大

P.2 (2) ツアー造成時における対応

P.2 (3) ツアー販売時における対応

#### 要点⑤ 黄・赤色国は待機（検疫措置）が必要

## 【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

### P.3 第1章 添乗員付きパッケージツアー（文言追記）

#### 1. 感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

(1) 添乗員付きツアーの造成、販売、実施等の前提（共通事項）  
・各観光関係者は、本年**9月7日**以降受入れが認められるツアーは以下の要件を満たすものに限られることを十分に理解し、これを前提として、ツアーの造成、販売、実施等を行うこと。 **(実施日記載)**

③入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行すること。

(※) ツアー参加者が添乗員から継続的に離れる自由行動を含む行程の場合には、その間、**本ガイドラインの「第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の各要件等が適用されることに留意する。**

#### 要点④ TC付きツアーの自由行動を認める

P.4 (2) **添乗員付き** ツアーの造成時における対応 **(文言追記)**

P.4 (3) **添乗員付き** ツアーの販売時における対応 **(同上)**

P.4 4行目 **本邦への上陸申請前14日以内に滞在した国・地域及び有効なワクチン接種証明書の保持の有無により、入国時の検査及び待機等を求められる場合があること。**

## 【現行（旧）ガイドライン】

P.3 (4) ツアーの実施前における対応

P.4 (5) ツアーの実施中における対応

P.5 参考：厚生労働省HP「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(抄)

—(令和4年5月20日)—

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html) (略) (文言削除)

P.6 (6) ツアー終了後における対応

P.7 3. 陽性者発生時を含む緊急時の対応 (文言調整)

(1) ツアー実施前における対応

要点⑥ 濃厚接触者対応保険加入の推奨



## 【改定後】 (赤字部分が加筆・修正箇所)

P.5 (4) 添乗員付き ツアーの実施前における対応 (文言追記)

P.5 (5) 添乗員付き ツアーの実施中における対応 (文言追記)

参考：厚生労働省HP「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(抄)はカットされたが、基本的感染防止対策に変更はない。

⇒ (①マスク着用②手指消毒③3密回避)

TC付ツアー中の自由行動日が初日の場合、TCが担ってきた<<感染防止対策>>の説明を旅行業者等が担うため、責任は加重される。

P.6 (6) 添乗員付き ツアーの終了後における対応 (文言追記)

P.7 2. 陽性者発生時を含む緊急時の対応 (文言追記)

(1) 添乗員付き ツアーの実施前における対応 (文言追記)

P.7 19行目 (赤字部分を追記)

(※) 旅行業者又は旅行サービス手配業者は、ツアー参加者が陽性者や濃厚接触者となった場合に発生する諸費用を補償範囲に含む保険へ加入することが望ましい。

(参照) JATA 訪日外国人向けコロナ対応保険のご案内

⇒新ガイドライン P4 13行目、P11 20行目の補足

民間医療保険への加入時、濃厚接触者のリスクも考慮することを記載

## 【現行（旧）ガイドライン】

P.7 参考：厚生労働省HP「短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の（略）入院患者の自己負担について」**（文言削除）**

P.8 （2）ツアー実施中における対応

P.8 4行目・有症状者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者及び添乗員は、**下記の（参考がカット）**相談・受診の目安に該当する場合には、（以下省略）**（文言調整）**

参考：厚生労働省HP「国民の皆さまへ（略）」**（抄）**相談・受診の目安**（以下略）****（文言削除）**

P.8 26行目 **新型コロナウイルス感染症**の陽性者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者は、**2.（5）**の行動履歴に（以下省略）。**（文言調整）**

参考：国立感染症研究所 感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」**（文言削除）**

P.9 参考：「国際線航空機内（略）等について」**（文言削除）**

P.9, 10 参考：厚労省HP「濃厚接触者（略）連絡」**（文言削除）**

P.11 （3）ツアー終了後における対応

## 【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

P.7 （2）**添乗員付き**ツアー実施中における対応 **（文言追記）**

P.7 下から2行目・有症状者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者及び添乗員は、**別途、厚生労働省のホームページに掲載**の相談・受診の目安に該当する場合には、（以下省略）

⇒TC付ツアーの初日が自由行動日の場合、TCが担ってきた**≪陽性者発生時の対応≫**を旅行業者等が担うため、責任は加重される。

P.8 7行目 陽性者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者は、**1.（5）**の行動履歴に関する記録に基づき、（以下省略）**（文言調整）**

P.9 （3）**添乗員付き**ツアー終了後における対応 **（文言追記）**

# 第2章 添乗員なしパッケージツアー 新旧対照表

## 【現行（旧）ガイドライン】

P.2 2.感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

P.2 (1) ツアーの造成、販売、実施等の前提

・各観光関係者は、本年6月10日以降受入れが認められるツアーは以下の要件を満たすものに限られることを十分に理解し、これを前提として、ツアーの造成、販売、実施等を行うこと。

P.2 8行目 ②ツアーの行程があらかじめ決められたものであること。  
P.2 9行目 ③入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行すること。 (文言削除)

### 要点⑦ 旅程・行動管理関連の文言削除 I

④ツアー参加者は、本邦への上陸申請日前14日以内に「青」区分の国・地域以外に滞在歴がない者に限られること。(要点③に同じ)

P.2 (2) ツアー造成時における対応

P.2 (3) ツアー販売時における対応

①旅行業者がツアーの企画・販売を行う場合

・旅行業者は、ツアー商品の予約・販売時に、ツアー参加者に対して以下の内容を説明し、同意を得ること。

### 要点⑨ 感染防止対策の説明 I

## 【改定後】 (赤字部分が加筆・修正箇所)

P.10 第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー

1. 感染拡大防止のために各観光関係者が留意すべき事項

P.10 (1) 添乗員なしツアーの造成、販売、実施等の前提

・各観光関係者は、**本年9月7日**以降受入れが認められるツアーは以下の要件を満たすものに限られることを十分に理解し、これを前提として、ツアーの造成、販売、実施等を行うこと。(日付修正)

P.10 10行目 ②旅行業者又は旅行サービス手配業者が、ツアー参加者の入出国時の往復航空券及び滞在期間中の全ての宿泊施設の手配を行うこと。

(※) ツアー参加者の自己手配で、旅行業者又は旅行サービス手配業者が受入責任者のみを引き受けることは認められない。 (※)  
(赤字部分の文言追記)

### 要点⑧ 添乗員なしツアーの絶対条件

(※) 海外の旅行会社が往復航空券を取る場合も両者で一体的に手配をしているものと考えてよいかは問い合わせ中。

P.10 (2) **添乗員なし**ツアーの造成時における対応 (文言追記)

P.10 (3) **添乗員なし**ツアーの販売時における対応 (文言追記)

①旅行業者がツアーの企画・販売を行う場合 (文言追記)

・旅行業者は、ツアー商品の予約・販売時に、ツアー参加者に対して、現在我が国で運用されている感染防止対策の方針等について、必要に応じてイラスト等を活用し、わかりやすく説明するとともに、以下の内容について同意を得ること。 (文言追記)

## 【現行（旧）ガイドライン】

### P.3 （3） ツアー販売時における対応

① 旅行業者がツアーの企画・販売を行う場合（の続き）

要点② 旅行業者等と顧客の連絡体制構築Ⅱ



要点⑩ 陽性者発生時の対応Ⅰ



要点⑤と同様

### P.3 9行目

▶ 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者となった場合には、旅行業者・旅行サービス手配業者・添乗員及び医療機関・保健所等の指示に従うこと。（文言調整）

## 【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

### P.11 （3） 添乗員なしツアーの販売時における対応（文言追記）

① 旅行業者がツアーの企画・販売を行う場合（の続き）  
（以下赤字部分の文言を追記）

▶ P11. 3行目 日本での滞在期間中を通じて、旅行業者又は旅行サービス手配業者と常時確実に連絡が取れる体制を構築すること。

▶ P11. 5行目 ツアー実施中、方針等の適用に迷う場面では、周囲の状況に照らして判断するとともに、必要に応じて旅行業者又は旅行サービス手配業者へ相談すること。

▶ P11. 8行目 発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状がある場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者に対し、漏れなく報告を行い、指示に従うこと。

⇒旧ガイドラインでツアー実施中の対応から販売時に移動

▶ P11. 11行目 本邦への上陸申請前14日以内に滞在した国・地域及び有効なワクチン接種証明書の保持の有無により、入国時の検査及び待機を求められる場合があること。

### P.11 20行目

▶ 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者となった場合には、旅行業者・旅行サービス手配業者及び医療機関・保健所等の指示に従うこと。

【現行（旧）ガイドライン】

【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

要点② 旅行業者等と顧客の連絡体制構築III



P.11（3）添乗員なしツアーの販売時における対応（文言追記）  
① 旅行業者がツアーの企画・販売を行う場合（の続き）

P.11 26行目（※）常時確実に連絡が取れる体制の構築の例  
ツアー参加者と連絡が取れることを以下のいずれか1つにより確認すること。  
・携帯電話に電話を掛け、繋がることを確認  
・メール、SNSのメッセージ、SMS等を送信し、返信を確認等  
（以上赤字文言追記）

P.12 1行目（※）感染防止対策についての分かりやすい説明の例  
感染防止対策に関するリーフレット、動画等の活用  
【参考資料①：個別感染防止策のリーフレットの例（多言語版）】  
「新しい旅のエチケット（多言語版）」の活用  
【参考資料②：新しい旅のエチケット（多言語版）】  
マスク着用等に関する日本政府の見解についての丁寧な説明  
【参考資料③：屋外・屋内でのマスク着用について（英語版）】  
（以上赤字文言追記）

要点⑨ 感染防止対策の説明II



⇒旧ガイドラインでツアー実施中の添乗員が対応から販売時における対応に移動。  
⇒添乗員付ツアー中の自由行動を認められたことにより、添乗員が担ってきた<感染防止対策>の説明を今後、旅行業者等が担うため、責任は加重される。

## 【現行（旧）ガイドライン】

P. 3（4）ツアー実施前における対応

~~P. 3 25行目・旅行業者又は旅行サービス手配業者は、添乗員に対し、感染防止対策の（略）配置について検討すること。（文言削除）~~

P. 4（5）ツアー実施中における対応（実施中の文言はほぼ削除）

~~P. 4 2行目・添乗員は、現在我が国で運用されている感染防止対策の方針等に即して、ツアー参加者に対し、（省略）国内でのスタンダードに照らして判断を行うこと。（販売時対応へ移動）~~

~~P. 4 5行目・添乗員は、ツアー開始時に、ツアー参加者に対し、マスク着用の考え方を（省略）また、その際には、イラスト等を活用し、（省略）説明を行うよう、工夫すること。（販売時対応へ移動）~~

~~P. 4 5行目・添乗員は、ツアー開始時に、ツアー参加者に対し、マスク着用の考え方を（省略）工夫すること。（販売時対応へ移動）~~

~~P. 4 9行目・特に添乗員は、最新のマスク着用の考え方について十分に理解すること。（文言削除、3密回避は販売時対応へ移動）~~

~~P. 4 10行目・添乗員は、ツアー参加者に対し、ツアーの場面ごとに、マスクの着脱を含め、必要な感染防止対策についてこまめな声かけや、注意喚起を行うこと。（文言削除、3密回避は販売時対応へ移動）~~

~~P. 4（※）訪日観光実証事業で見受けられた事例（文言削除）~~

## 【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

P.12（4）**添乗員なし**ツアーの実施前における対応（**文言追記**）

P.12（5）**添乗員なし**ツアーの実施中における対応（**文言追記**）

## 【現行（旧）ガイドライン】

- P. 4 (※) 感染防止対策についての分かりやすい説明例 (文言削除)
- P. 5 参考：厚生労働省HP「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(抄) (文言削除)
- P. 5 → 添乗員は、陽性者発生時における濃厚接触者の範囲の特定等を適切に行うため、旅行中のツアー参加者の行動履歴（利用した施設や交通機関等の座席位置等の情報を含む。）を保存すること。  
(文言削除)

### 要点⑨ 感染防止対策の説明Ⅲ

P. 6 (6) ツアー終了後における対応

## 【改定後】 (赤字部分が加筆・修正箇所)

### 要点⑦ 旅程・行動管理関連の文言削除Ⅱ

P.12 24行目・旅行業者又は旅行サービス手配業者は、1. (3) で把握した連絡手段により、ツアー参加者へ入国後に連絡を取り、感染防止対策の徹底等について注意喚起を行うこと。 (文言追記)

(JATA参考) 顧客への説明に利用する動画の資料の例

① マスクの正しい着用方法動画 (政府インターネットテレビ-英語)

<https://www.youtube.com/watch?v=YEZanmMGqdg>

② 手指消毒動画 (厚労省-日本語)

<https://www.youtube.com/watch?v=Eph4Jmz244A&t=3s>

③ 3密回避説明動画 (内閣官房より-英語)

<https://www.youtube.com/watch?v=jlPbVvQKrAk&t=4s>

P.12 27行目・旅行業者又は旅行サービス手配業者は、ツアー参加者から、感染防止対策の適用に迷う場面等、相談を受けた場合には、適切に対応すること。 (文言追記)

P.13 (6) 添乗員なしのツアー終了後における対応 (文言追記)

## 【現行（旧）ガイドライン】

P.7 ~~3.~~ 陽性者発生時を含む緊急時の対応  
(1) ツアー実施前における対応

P.7 3行目・旅行業者又は旅行サービス手配業者は、以下の情報を事前に確認し、~~添乗員に共有すること。~~

P.7 16行目・旅行業者又は旅行サービス手配業者は、~~濃厚接触者の範囲を含む陽性者発生時の具体的対応等について、必要に応じて、自治体の関係部署に相談しておくこと。~~（文言削除）

### 要点⑥ 濃厚接触者対応保険加入の推奨



P.7 23行目 参考：厚生労働省HP「短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の（略）入院患者の自己負担について」（文言削除）

P.8 (2) ツアー実施中における対応

## 【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

P.14 2. 陽性者発生時を含む緊急時の対応（文言追記）  
(1) **添乗員付き** ツアーの実施前における対応（文言追記）

P.14 3行目・旅行業者又は旅行サービス手配業者は、以下の情報を事前に確認**しておくこと。**（文言調整）

P.14 20行目（赤字部分を追記）

**（※）旅行業者又は旅行サービス手配業者は、ツアー参加者が陽性者や濃厚接触者となった場合に発生する諸費用を補償範囲に含む保険へ加入することが望ましい。**

（参照）JATA [訪日外国人向けコロナ対応保険のご案内](#)

⇒新ガイドライン P4 13行目、P11 20行目の補足  
民間医療保険への加入時、濃厚接触者のリスクも考慮することを記載

P.14 (2) **添乗員付き** ツアー実施中における対応（文言追記）

## 【現行（旧）ガイドライン】

P.8 4行目・有症状者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者及び添乗員は、~~下記の（参考がカット）~~相談・受診の目安に該当する場合には、（以下省略）（文言調整）

参考：厚生労働省HP「国民の皆さまへ（略）」（抄）相談・受診の目安（以下略）（文言削除）

### 要点⑩ 陽性者発生時の対応II



P.8 26行目 **新型コロナウイルス感染症**の陽性者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者は、~~2.（5）の行動履歴に関する記録に基づき、~~自治体の定める方針等に照らし、~~リスクに応じ~~**て適切に濃厚接触者の範囲を特定すること。**（文言調整）

参考：国立感染症研究所 感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（文言削除）

P.9 参考：「国際線航空機内（略）等について」（文言削除）

P.9, 10 参考：厚生労働省HP「濃厚接触者（略）連絡」（文言削除）

P.10 20行目・旅行業者又は旅行サービス手配業者及び添乗員は（略）（文言削除）

P.11 （3）ツアー終了後における対応

## 【改定後】（赤字部分が加筆・修正箇所）

P.14 27行目・有症状者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者は、**別途、厚生労働省のホームページに掲載の**相談・受診の目安に該当する場合には、（以下省略）

⇒TCなしツアーの場合、TCが担ってきた**＜陽性者発生時の対応＞**を旅行業者等が担うため、責任は加重される。

①相談・受診の目安（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628761.pdf>

②自治体別 新型コロナウイルス受診・相談センター一覧（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/>

③外国人旅行者向けコールセンター（観光庁）

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08\\_000311.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html)

P.15 3行目 ・陽性者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者は速やかにツアー参加者のツアー行程を把握し、自治体の定める方針等に照らし、濃厚接触者の範囲の特定に努めること。

P.15 （3）**添乗員なし**ツアー終了後における対応（文言追記）